

学科教本訂正表

法令や交通の教則の一部改正に伴い、教本の内容をつぎのとおり訂正します。訂正箇所（ページ等）を確認のうえ、ご使用ください。

訂正内容																																	
P.15	「〈2〉取り付ける際の注意」の文章を削除し、続く「〈3〉」を「〈2〉」に繰り上げてください。																																
P.22	<p>「7 走行中の携帯電話などの使用制限」の本文をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>自動運転車で自動運行装置を適切に使っている場合を除き、自動車や原動機付自転車で走行中にスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。携帯電話などは、運転する前に電源を切ったり、ドライブモードに設定するなどして呼び出し音が鳴らないようにしましょう。</p>																																
P.38	<p>「56.歩行者横断禁止」につぎの標識を追加してください。</p>  <p>★標識の地色は白、枠と右下がりの斜線は赤、文字・図柄は紺。</p>																																
P.44	<p>「〈6〉標示板」の「6.車輪止め装置取付区間であることを示す表示板」を削除し、以降の標示板の番号を繰り上げてください。 *2020年9月までに施行</p>																																
P.98	<p>「1 初心運転者標識などの表示義務」の①の文章をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>①準中型免許を受けて1年を経過していない人（初心運転者）が準中型自動車や普通自動車を運転するとき、または普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心運転者標識（初心者マーク）をつけなければなりません。</p> <p>右側の黄枠内「初心運転者標識の表示が免除される主な場合」のつぎの内容を削除してください。</p> <p>④普通免許を受けて1年未満で準中型免許を受けて普通自動車を運転するとき</p> <p>「2 初心運転者標識や仮免許練習標識などを表示している車の保護」の「①初心運転者標識をつけた普通自動車」をつぎのとおり訂正してください。 *2020年9月までに施行</p> <p>①初心運転者標識をつけた準中型自動車や普通自動車</p>																																
P.136	<p>「交通違反の点数と反則金一覧表」の「麻薬等運転」の下につぎの内容を追加してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">妨害運転(著しい交通の危険)</td> <td style="width: 15%;">35</td> <td style="width: 15%;">-</td> </tr> </table> <p>「交通違反の点数と反則金一覧表」の「過労運転等」の下につぎの内容を追加してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">妨害運転(交通の危険のおそれ)</td> <td style="width: 15%;">25</td> <td style="width: 15%;">-</td> </tr> </table> <p>「交通違反の点数と反則金一覧表」の「整備不良」の下につぎの内容を追加してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">作動状態記録装置不備</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 15%;">14</td> <td style="width: 15%;">25</td> <td style="width: 15%;">12</td> <td style="width: 15%;">9</td> <td style="width: 15%;">7</td> <td style="width: 15%;">6</td> </tr> <tr> <td>自動運行装置使用条件違反</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> </table>	妨害運転(著しい交通の危険)	35	-	-	-	-	-	-	妨害運転(交通の危険のおそれ)	25	-	-	-	-	-	-	作動状態記録装置不備	2	14	25	12	9	7	6	自動運行装置使用条件違反	2	14	25	12	9	7	6
妨害運転(著しい交通の危険)	35	-	-	-	-	-	-																										
妨害運転(交通の危険のおそれ)	25	-	-	-	-	-	-																										
作動状態記録装置不備	2	14	25	12	9	7	6																										
自動運行装置使用条件違反	2	14	25	12	9	7	6																										

訂正内容

P.139	<p>「NOTE ●危険な運転をして死傷事故を起こした運転者に対する罰則」の「危険運転致死傷」の「内容」「⑥危険な速度で通行禁止道路を走行」の下につぎの内容を追加し、以降の番号を繰り下げてください。</p> <p>⑦走行する車の前で停止するなど、著しく接近する運転 ⑧高速道路で停車するなどの方法で、走行中の車を停止または徐行させる行為</p>
P.148	<p>「2.先進安全自動車（ASV）の運転」をつぎのとおり訂正してください。</p> <p>先進安全自動車（ASV）に搭載された運転支援システムは、一定以上の速度では適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした技術なので、その限界や注意点を正しく理解し、過信せずに運転しましょう。</p> <p>「2.先進安全自動車（ASV）の運転」の下につぎの内容を追加してください。</p> <p>3.自動運転車</p> <p>自動運転車で自動運行装置を使って運転（自動運転）するときは、性能や使用方法を正しく理解するとともに、車の異常や運転操作の引き継ぎ要請をただちに認知し、運転操作を引き継げるようにななければなりません。また、安全運転を支援する他のシステムも搭載している場合は、作動中の装置・システムを常に把握し、過信せずに適切に運転しましょう。</p>
P.240	<p>「2 チャイルドシートの使用」「●使用上のポイント」のつぎの内容を削除してください。</p> <ul style="list-style-type: none">助手席にエアバッグのついている車では、できるだけ後部座席に取り付ける。やむを得ず助手席に取り付ける場合は、座席を一番後ろまで下げ、前向きに固定する。
P.265	<p>「4 違法駐車車両に対する車輪止め装置の取り付け」の内容を削除し、続く「5」を「4」に繰り上げてください。 *2020年9月までに施行</p>